

教職第1057-2号  
令和7年12月2日

各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長  
(公印省略)

令和7年度末退職手当の試算について(通知)

退職手当の支給事務につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

退職手当の試算に当たっては、「退職手当試算シート」を御使用いただき、原則御自身による計算をお願いいたします。最新の試算シートについては、準備が整い次第、別途通知いたします(令和8年1月を予定)。

なお、定年延長に伴い、使用する試算シートが退職事由によって異なりますので御注意ください。

また、令和7年度末退職予定者で、別紙「令和7年度末退職予定者に係る書面での退職手当試算について」の対象者に該当する方については、書面での退職手当の試算申込みを受け付けます。書面での退職手当の試算を希望される場合は、別紙を参照の上、お申し込みください。

試算申込み及び試算に関するお問い合わせは、給与制度・退職手当担当までお願いいたします。

【試算に関する申込み及びお問い合わせはこちらにお願いいたします。】

埼玉県教育局教育総務部教職員課

給与制度・退職手当担当

所在地 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-6670

FAX 048-830-4953

メール a6660-10@pref.saitama.lg.jp

埼玉県教育局教育総務部教職員課

県費事務担当

所在地 〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5

TEL 048-825-0010

FAX 048-825-0013

メール a6660-10@pref.saitama.lg.jp

令和7年度末退職予定者に係る書面での退職手当試算について

1 対象者 令和7年度末に退職を予定している教職員で、次の条件のいずれかに該当する者

(1) 技能職給料表が適用されている本採用職員※1

※1 技能職給料表適用職員は、平成30年度4月1日の給料の切替えに伴い、退職手当に関する経過措置が適用される可能性があります。「退職手当試算シート」では経過措置の計算方法による試算ができないため、令和7年度末退職予定の技能職給料表適用職員については、希望者全員の退職手当の試算を行います。

(2) 民間企業経験後、埼玉県に採用されている本採用職員

(3) 在職中に降格・給料表の変更が原因で、現在支給されている給料月額よりも高い給料月額が支給されていた期間がある者※2

**※2 ただし、次の場合に該当する職員は対象外です。**

- ・給料月額の減額改定に伴い給料の月額が下がったことがある場合

- ・60歳超定年前退職者、定年退職者のうち令和7年3月の給料月額（7割になる直前）が最も高くなる場合

2 申込時期 **令和7年12月18日(木)必着(締め切り後は原則受付できません)**

3 申込方法 下記メールアドレス宛てに申込書類を添付して提出

a6660-10@pref.saitama.lg.jp

教職員課 給与制度・退職手当担当宛て

※メールの件名は「【所属所(学校)コード】退職手当試算申込(職員番号)」としてください。

例:「[20R00] 退職手当試算申込 (000000)」

4 申込書類 (1) 令和7年度末退職予定者に係る退職手当試算申込書

(2) 所属保管の履歴書の写し(退職手当申立書未提出の場合のみ)

5 送付時期 令和8年1月下旬予定

6 送付先 原則、所属宛てに親展で送付します。

所属以外への送付希望の場合は、必ず事前に教職員課へ相談してください。本人確認のため、身分証明書の写し等の提出をお願いする場合があります。

7 注意

(1) 試算申込書と履歴書のファイル名は、下記のとおりとしてください。

・試算申込書のファイル名

→「所属所（学校）コード・職員番号・試算申込書」

例：「20R00・000000・試算申込書」

・履歴書

→「所属所（学校）コード・職員番号・履歴書」

例：「20R00・000000・履歴書」

(2) 履歴書を提出する場合、採用から現在までの発令情報が漏れなく記載されているか確認してから提出してください。

埼玉県教育局教育総務部教職員課

給与制度・退職手当担当 細谷・新井

所在地 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-6670

FAX 048-830-4953

メール a6660-10@pref.saitama.lg.jp